



平成29年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成28年7月29日

上場会社名 ヒロセ通商株式会社 上場取引所 東
 コード番号 7185 URL <http://hirose-fx.co.jp/>
 代表者 (役職名)代表取締役社長 (氏名)細合 俊一
 問合せ先責任者 (役職名)取締役経営企画室長 (氏名)松井 隆司 (TEL) (06) 6534-0708 (代表)
 四半期報告書提出予定日 平成28年8月12日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成29年3月期第1四半期の連結業績(平成28年4月1日～平成28年6月30日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
29年3月期第1四半期	1,964	—	712	—	693	—	445	—
28年3月期第1四半期	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 包括利益 29年3月期第1四半期 420百万円 (—%) 28年3月期第1四半期 —百万円 (—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
29年3月期第1四半期	76.99	73.19
28年3月期第1四半期	—	—

(注) 当社は、平成28年3月期第1四半期については、四半期連結財務諸表を作成していないため、平成28年3月期第1四半期の数値及び平成29年3月期第1四半期の対前年同四半期増減率を記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
29年3月期第1四半期	50,021	4,616	9.2
28年3月期	47,147	4,285	9.1

(参考) 自己資本 29年3月期第1四半期 4,616百万円 28年3月期 4,285百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
28年3月期	—	—	—	16.00	16.00
29年3月期	—	—	—	—	—
29年3月期(予想)	—	—	—	未定	未定

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成29年3月期の連結業績予想(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

当社グループは金融商品取引業(外国為替証拠金取引事業)を営んでおり、当社グループの業績は外国為替の為替変動率やマーケット環境に大きく影響を受け、予測を行うことが困難であるため、連結業績予想を開示しておりません。この点を補うために、業績に重要な影響を及ぼす営業収益、顧客口座数、外国為替取引高、顧客預り証拠金について、月次ベースで開示しております。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無

(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

新規 — 社(社名) 、除外 — 社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(注) 詳細は、添付資料P.3「2. サマリー情報(注記事項)に関する事項(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」をご覧ください。

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

29年3月期1Q	5,879,000株	28年3月期	5,861,000株
29年3月期1Q	80,000株	28年3月期	80,000株
29年3月期1Q	5,786,538株	28年3月期1Q	—株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

(注) 当社は、平成28年3月期第1四半期については、四半期連結財務諸表を作成していないため、平成28年3月期第1四半期における期中平均株式数(四半期累計)を記載していません。

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期連結財務諸表のレビュー手続は終了していません。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

当社グループは、「3. 平成29年3月期の連結業績予想」に記載のとおり、連結業績予想の開示を行っていませんが、この点を補うために、月次ベースでの営業収益、顧客口座数、外国為替取引高、顧客預り証拠金を開示しております。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. サマリー情報(注記事項)に関する事項	3
(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	3
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	3
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	3
(4) 追加情報	3
3. 四半期連結財務諸表	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(セグメント情報等)	8
(重要な後発事象)	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、為替や株価の不安定な動きを背景とした消費マインドの低下や企業収益の改善傾向の鈍化などから、景気の先行きには慎重な見方が強まりました。

こうした環境のもと、当社グループの関連する外国為替市場におきましては、米国の利上げ観測の後退や英国でのEU離脱の国民投票結果等を受け、為替変動率が高くなったことから、活発な取引が行われました。

このような状況の中、当社グループは、顧客満足度の向上を図るため、顧客ニーズに対応した取引システムのバージョンアップを継続するとともに、顧客参加型リアルトレードバトルキャンペーンや上場記念キャンペーン等を実施いたしました。

その結果、当第1四半期連結会計期間末の顧客口座数は、海外システムの一部終了により392,646口座(前連結会計期間末比2.4%減)となりましたが、顧客預り証拠金は37,840,934千円(前連結会計期間末比4.0%増)となりました。また、当第1四半期連結累計期間の外国為替取引高は1兆2,991億通貨単位となりました。

以上の結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績は、営業収益は1,964,442千円、営業利益は712,600千円、経常利益は693,601千円、四半期純利益は445,512千円となりました。

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) 財政状態に関する説明

(総資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して2,874,025千円増加して、50,021,213千円となりました。これは主に外国為替取引差入証拠金の増加1,008,478千円、現金及び預金の増加911,825千円等により流動資産が2,868,493千円増加したことによるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末と比較して2,543,234千円増加して、45,404,494千円となりました。これは主に顧客入金による外国為替取引預り証拠金の増加1,471,450千円、短期借入金の増加1,330,000千円等により流動負債が2,476,428千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比較して330,791千円増加して、4,616,719千円となりました。これは四半期純利益の増加により利益剰余金が353,016千円増加したことによるものです。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社グループは金融商品取引業(外国為替証拠金取引事業)を営んでおり、当社グループの業績は外国為替の為替変動率やマーケット環境に大きく影響を受け、予測を行うことが困難であるため、連結業績予想を開示しておりません。この点を補うために、業績に重要な影響を及ぼす営業収益、顧客口座数、外国為替取引高、顧客預り証拠金について、月次ベースで開示しております。

2. サマリー情報(注記事項)に関する事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

該当事項はありません。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表への影響額はありません。

(4) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

3. 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,848,422	5,760,247
外国為替取引顧客分別金信託	30,622,000	30,483,000
外国為替取引顧客差金	6,525,315	7,414,917
外国為替取引顧客未収入金	110,523	82,104
外国為替取引差入証拠金	4,305,514	5,313,993
外国為替取引自己取引差金	111,184	338,883
外国為替取引自己取引未収入金	126,688	86,274
貯蔵品	45,231	53,131
未収入金	38,957	49,392
未収還付消費税等	118,642	160,760
前払費用	32,471	34,336
繰延税金資産	44,149	22,326
その他	8,003	6,228
流動資産合計	46,937,104	49,805,597
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	40,451	38,930
車両運搬具(純額)	8,124	7,312
器具備品(純額)	17,314	16,620
有形固定資産合計	65,890	62,863
無形固定資産		
ソフトウェア	68,698	66,758
その他	246	246
無形固定資産合計	68,945	67,005
投資その他の資産		
長期前払費用	3,333	5,500
繰延税金資産	37,594	37,207
差入保証金	24,869	32,927
その他	19,698	19,497
貸倒引当金	△10,247	△9,385
投資その他の資産合計	75,247	85,747
固定資産合計	210,083	215,615
資産合計	47,147,187	50,021,213

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
外国為替取引預り証拠金	36,369,483	37,840,934
外国為替取引顧客差金	593,231	364,173
外国為替取引顧客未払金	694,812	724,570
外国為替取引自己取引差金	22,667	30,351
外国為替取引自己取引未払金	1,054	861
短期借入金	3,100,000	4,430,000
未払金	342,874	388,738
未払費用	39,545	37,231
未払法人税等	377,330	244,940
賞与引当金	52,351	20,576
資産除去債務	—	175
その他	47,059	34,286
流動負債合計	41,640,411	44,116,840
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
退職給付に係る負債	35,410	37,211
役員退職慰労引当金	685,344	750,242
資産除去債務	94	200
固定負債合計	1,220,848	1,287,654
負債合計	42,861,260	45,404,494
純資産の部		
株主資本		
資本金	790,668	793,368
資本剰余金	408,228	408,228
利益剰余金	3,110,853	3,463,870
自己株式	△26,400	△26,400
株主資本合計	4,283,349	4,639,066
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,578	△22,347
その他の包括利益累計額合計	2,578	△22,347
純資産合計	4,285,927	4,616,719
負債純資産合計	47,147,187	50,021,213

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
営業収益	
外国為替取引損益	1,960,601
外国為替取引受取手数料	454
その他の営業収益	3,386
営業収益合計	1,964,442
営業費用	
販売費及び一般管理費	1,251,841
営業利益	712,600
営業外収益	
受取利息	530
貸倒引当金戻入額	861
その他	268
営業外収益合計	1,660
営業外費用	
支払利息	18,611
為替差損	1,796
その他	252
営業外費用合計	20,659
経常利益	693,601
税金等調整前四半期純利益	693,601
法人税、住民税及び事業税	225,879
法人税等調整額	22,209
法人税等合計	248,089
四半期純利益	445,512
親会社株主に帰属する四半期純利益	445,512

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	445,512
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△24,925
その他の包括利益合計	△24,925
四半期包括利益	420,587
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	420,587

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成28年7月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

5,950個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式595,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,200円とする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金701円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または

自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年7月1日から平成35年7月28日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、平成29年3月期乃至平成31年3月期のいずれかの期において、有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (a) 1,900百万円を超過した場合：行使可能割合:30%
 - (b) 2,100百万円を超過した場合：行使可能割合:60%
 - (c) 2,600百万円を超過した場合：行使可能割合:100%
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成28年7月29日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての

定めを設ける定款の変更、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年8月29日

9. 申込期日

平成28年7月24日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 7名 5,950個